

別紙1重要事項説明書添付書類【就労継続支援B型 加算項目表】にじ・そら

項目	基本区分 利用定員21人以上40人以下	単位 × 加算率 10.68＝利用料・負担額(円)	単位	利用料	利用者負担額	
就労継続支援B型サービス費 (Ⅰ)(6:1)	2) 定員21人以上40人以下 (1日につき)	利用者に対し、就労継続支援B型サービスを行う場合	平均工賃月額が1万円未満	526	5617円	561円
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	1日につき	直接支援常勤職員のうち社会福祉士等の有資格者等を25/100配置した場合		10	1068円	106円
初期加算	1日につき	利用者に対し、就労継続支援B型サービスを行う場合	利用開始日から30日を限度	30	320円	32円
訪問支援特別加算	つき2回を限度	就労継続支援B型事業所等において利用者が3か月以上継続して利用し、最後に利用した日から連続して5日間(5開所日)利用がなかった場合、利用者に事前に同意を経て、当該利用者の居宅に訪問して利用に係る相談支援等を行った場合	1時間未満	187	1997円	199円
			1時間以上	280	2990円	299円
欠席時対応加算	つき4回を限度	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合		94	1003円	100円
目標工賃達成指導員配置加算 口 定員21人以上40人以下	1日につき	目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制(職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上)をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。		40	427円	42円

利用者負担上限額管理加算	つき1回を限度	負担上限月額を超えて事業者が利用負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合		150	1602円	160円
送迎加算(Ⅰ)	片道につき	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合	事業所が行う1回の送迎につき、平均10名以上かつ週3回以上の送迎を実施	21	2242円	224円
在宅時生活支援サービス加算	1日につき	通所利用が困難で、在宅でのサービスを希望する者であって、在宅サービス利用に効果が認められると市町村が判断した利用者に対して、一定の条件を見たしたうえで支援を提供した場合	在宅利用に係る支援計画書の作成	300	3204円	320円
福祉・介護職員処遇改善加算 令和8年4月1日より(Ⅰ) 令和8年6月1日より(Ⅰ口)	1月につき	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして高槻市長に届け出た事業者が利用者に対し、就労継続支援B型を行う場合	所定単位は、基本報酬および各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した総報酬単位数	総報酬単位数× 4月5月 9.3% 6月以降 10.9%		左記の わり 1割

令和8年6月1日から算定